

# 岸和田市電子入札運用基準

## 1 趣旨及び適用範囲

### 1-1 趣旨

この基準は、岸和田市が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法、同法施行令、その他の関係法令及び岸和田市財務規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 1-2 適用範囲

この基準は、岸和田市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務委託のうち、電子入札で行うと指定した発注案件について適用する。

## 2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

### 2-1 岸和田市電子入札システム

岸和田市が、発注する入札業務を執行するために利用する大阪電子自治体推進協議会システム運用管理規程に基づく電子入札システムサービス（以下、「システム」という。）

### 2-2 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札

### 2-3 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札

### 2-4 ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカード

### 2-5 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

## 3 電子入札による発注案件の取扱い

### 3-1 電子入札の対象

1-2に規定する案件は、3-2に該当する場合を除き、電子入札のみにより行うものとする。この場合、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

### 3-2 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらためて紙入札の手続きを行うものとする。

#### <やむを得ない事由の例示>

- ・ システム上の障害等によりシステムが長期間にわたり使用不可となった場合

## 4 発注案件の設定等

### 4-1 各受付期間等の設定

入札書等の受付は、あらかじめ設定した日時をもってシステムによって締切ることとし、以降の入札書等の受付は行わない。

### 4-2 予定価格等の表記

予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

### 4-3 公表日（指名日）以降の発注案件登録情報の修正

公表日（指名日）以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下により速やかに変更を行うものとする。

- (1) 既に登録している修正が必要な案件については、入札締切日時及び開札日時等の変更を行い、入札参加者にシステム等を使用して通知する。
- (2) 修正が必要となった案件を新規発注案件として登録する。

## 5 質疑及び回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札説明書等により岸和田市が指定する方法によることとする。なお、入札参加者からの質疑内容に入札参加者名を特定できる内容の記載のあるとき等、公正な入札執行の妨げとなる場合は、回答をしないことがある。

## 6 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合、システムの情報公開機能または本市ホームページ等により情報を提供するものとする。

なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

## 7 入札書等の提出

### 7-1 添付書類等の提出方法

入札書等の提出の際に提出を求める添付書類等は、システムにより提出させるものとする。

### 7-2 アプリケーションソフト及びファイルの形式

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word95 以降のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel95 以降のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat 3 以降のバージョンで作成のもの)
		画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式)

注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

添付する際には、必ず事前にウイルスチェックを行うこと。

## 8 開札

### 8-1 開札

開札は、入札（開札）予定日時以降に複数の職員でシステムにより行う。

### 8-2 積算内訳書の確認

積算内訳書の添付を求めている場合、有効な入札を行った入札参加者全ての積算内訳書を確認するものとする。

### 8-3 落札者の決定方法

有効な入札を行った者（積算内訳書等の添付を求めている場合で、積算内訳書に不備がある者は除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、システムのくじ機能によるくじの実施後、落札候補者を決定する。なお、システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

- (1) 入札参加者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒＝くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。
- (2) くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1、2、3、・・・と到達番号を割り当てる。
- (3) 次の計算式によって「余り」を算出する。  
くじ対象者の(1)の和／くじ対象者数
- (4) くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と(2)の到達番号が一致した者が落札候補者となる。

#### 8-4 落札者の決定

落札候補者については、事後審査書類の提出を求め、入札参加資格について事後審査を行う。その結果、入札参加資格を有すると認めた場合は、当該落札候補者を落札者とし、入札参加資格を有しないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格の審査を行うものとする。

#### 8-5 入札の取りやめ

入札を取りやめる場合、備考欄に取りやめ理由を記述して、入札状況登録を行う。

### 9 開札後の処理等について

#### 9-1 入札状況の公開

開札後、速やかに入札状況の公開を行うものとする。

### 10 入札参加者のICカード（代表者の権限の委任等）

#### 10-1 電子入札に使用できるICカード

電子入札に参加できる者は、本市の入札参加資格を有している者のうち、システムにICカード登録（利用者登録）をしている者とする。なお、ICカードの名義は、入札参加資格者名簿に登録されている者であることとする。

#### 10-2 ICカード登録審査

ICカード登録の審査は次のとおり行う。

- ① ICカード登録の審査はシステムにより行う。

- ② 入札参加者は一者あたり複数枚の I C カード登録を行うことができるものとする。
- ③ I C カード登録審査が完了した者にのみ、システムによる電子入札への参加を認めるものとする。

#### 1 0 - 3 I C カードが失効した場合の取扱い

1 0 - 1 により電子入札に参加することができる I C カードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合等により I C カードが失効したときには、当該 I C カードによる電子入札への参加を認めない。ただし、当該企業において登録している他の有効な I C カードを用いて、電子入札に引続き参加することができる。

#### 1 0 - 4 I C カード登録情報の変更

入札参加者が登録を行った I C カードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

#### 1 1 I C カードの不正使用等の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用した場合は、岸和田市入札参加有資格業者指名停止要綱の定めるところにより指名停止措置等、その他契約事務上相当の措置をとるものとする。

##### < I C カードを不正に使用した場合の例示 >

- ① 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ② 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合。

#### 1 2 障害時等の取扱い

システムに障害が発生し、入札を予定したとおりに執行できない場合には、入札書受付締切日時及び入札（開札）予定時間の変更（延長）を行う（なお、電子入札から紙入札へ変更する場合は 3 - 2 による）。この場合には、電子メールでの通知、ホームページ等、その他知らせることのできる手段を用いて周知に努めること。

入札参加者のパソコンや IC カード、インターネット環境に不具合があったとき等で電子入札に参加できない場合において、市は代替措置を講じないため、不測の事態に備え、予備の機器等を用意することを推奨する。

附 則 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。